

8 地域支援事業

平成18年度に介護保険制度が改正され、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する目的で、地域支援事業が創設された。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成される。また、全市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業とに分けられる。

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化防止のための事業である。要支援・要介護状態になるおそれのある特定高齢者を対象とした介護予防特定高齢者事業と、地域における全ての高齢者を対象に実施する介護予防一般高齢者事業とに区分される。なお各事業を利用した際は、一定の利用者負担がある。

介護予防特定高齢者事業

事業名		年度		
		19	20	21
特定高齢者把握事業（生活機能評価健診）	受診者数	老人保健法に基づく高齢者健診の一部として実施	52,825 人	58,090 人
	決算額		265,071,164 円	334,940,274 円
高齢者筋力向上トレーニング	参加実人数	135 人	133 人	173 人
	参加延べ人数	2,674 人	2,759 人	3,482 人
	実施延べ回数	418 回	500 回	522 回
	決算額	19,039,270 円	23,682,755 円	25,046,902 円
転倒骨折予防事業（転倒予防のための体力づくり教室）	参加実人数	80 人	64 人	144 人
	参加延べ人数	806 人	656 人	1,433 人
	実施延べ回数	143 回	144 回	144 回
	決算額	5,679,732 円	5,693,786 円	5,467,437 円
栄養改善事業（食を楽しむ応援教室）	参加実人数	20 人	22 人	35 人
	参加延べ人数	103 人	158 人	230 人
	実施延べ回数	30 回	40 回	40 回
	決算額	5,920,019 円	6,640,072 円	6,670,093 円

事業名			年度		
			19	20	21
口腔機能向上事業	(しっかりかんで元気応援教室)	参加実人数	52人	72人	118人
		参加延べ人数	243人	375人	633人
		実施延べ回数	30回	36回	60回
	(元気なお口通信講座)	講座開催数	平成21年度 新規事業		
		参加実人数	2講座		
決算額		5,296,586円	6,577,252円	10,325,135円	
訪問型介護予防事業(はつらつ訪問)	訪問実人員	12人			
	訪問延べ人員	平成21年度 新規事業			
	決算額	3,243,770円			
特定高齢者評価事業(介護予防事業評価委員会)	開催回数	2回	2回	2回	
	決算額	558,850円	188,885円	79,000円	

介護予防一般高齢者事業

事業名		年度		
		19	20	21
介護予防小冊子作成	作成部数	パンフレット7,500部、小冊子1,400冊	パンフレット7,500部	パンフレット18,600部、体力づくり情報カイト4,000部
	決算額	928,200円	892,500円	1,696,800円
講演会・健康教育教室・健康相談	参加延べ人数	3,955人	4,416人	4,656人
	実施延べ回数	172回	184回	183回
	決算額	2,801,200円	3,304,943円	3,115,725円
よりあいひろば事業	参加延べ人数	6,168人	6,484人	7,386人
	実施延べ回数	368回	406回	456回
	決算額	10,260,000円	10,260,000円	11,880,000円
介護予防キャンペーン事業	参加延べ人数	平成21年度 新規事業		
	決算額	1,710人		
介護予防推進員支援事業	参加延べ人数	平成21年度 新規事業		
	決算額	175人		
		87,500円		

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が行う事業で、その内容は、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業である。

区市町村は実情に応じた圏域を設定して地域包括支援センターを設置することとなっており、練馬区では4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を直営で設置している。また、区内の22か所の在宅介護支援センターに併設で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を設置し、その機能の充実を図っている。

事業名		年度		
		19	20	21
総合相談支援事業、 権利擁護事業	相談件数	55,471 件	98,061 件	114,818 件
	(うち権利擁護相談)	(222 件)	(446 件)	(422 件)
ケアプラン作成 (特定高齢者)	作成件数	350 件	263 件	500 件
	特定高齢者数	5,898 人	8,007 人	11,460 人
決算額		453,345,371 円	523,176,002 円	582,115,129 円

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、包括的支援事業の他、指定介護予防支援事業者として要支援者を対象とする介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成等も行う。介護予防支援事業の一部は、指定居宅介護支援事業者に委託できていることになっている。

【指定介護予防支援事業分】

事業名		年度		
		19	20	21
ケアプラン作成 (要支援1・2)	委託契約事業所数	257 か所	276 か所	290 か所
	作成件数(委託分含む)	1,901 件	1,981 件	2,223 件

(3) 任意事業

任意事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするために、被保険者や要介護者を介護している人等に対し、地域の実情に応じて実施する事業で、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業の3種類が定められている。

任意事業

事業名		年度	19	20	21
介護給付費適正化 推進（ケアプラン チェック）	実施事業者数		47 事業者	50 事業者	44 事業者
	決算額		6,248,672 円	6,419,896 円	6,008,101 円
介護給付費適正化 推進（介護給付費 通知）	実施回数		1 回	2 回	2 回
	通知延件数		15,526 件	32,752 件	34,267 件
	決算額		3,934,751 円	2,381,185 円	2,386,957 円
家族介護者教室	参加延人数		1,350 人	1,316 人	1,358 人
	実施延回数		120 回	113 回	118 回
	決算額		2,497,500 円	2,362,500 円	2,610,000 円
認知症高齢者 徘徊探索サービス	機器貸出件数		341 件	309 件	352 件
	決算額		1,193,128 円	1,044,965 円	1,175,800 円
家族介護慰労事業	支給件数		8 件	4 件	1 件
	決算額		801,280 円	402,070 円	100,000 円
紙おむつなどの支 給	紙おむつ支給延人数		32,596 人	36,186 人	39,915 人
	おむつ代支給延人数		3,753 人	3,830 人	4,082 人
	決算額		182,257,445 円	200,441,130 円	217,800,942 円
住宅改修理由書作 成業務助成	助成件数		66 件	69 件	56 件
	決算額		132,000 円	138,000 円	112,000 円
食事サービス （配食サービス）	利用人数		1,015 人	1,087 人	1,320 人
	食数		103,964 食	112,305 食	136,940 食
	決算額		48,136,108 円	47,722,822 円	48,517,146 円
高齢者緊急保護事 業	利用人数		18 人	21 人	31 人
	決算額		3,660,000 円	3,650,000 円	3,650,000 円

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

（１）第１号被保険者の保険料

第１号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成21～23年度の事業運営期間における保険料は、12段階の所得段階別で、基準額は47,400円（月額3,950円）と定められた。

なお、平成18年度の税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されたことに伴い所得

段階が変更になった方に対して、平成18～20年度については、保険料の激変緩和措置を実施した（平成21年度廃止）。

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成18年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第4期（平成21～23年度）の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	23,700円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	基準額×0.7	33,180円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.8	37,920円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	基準額	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.1	52,140円
第6段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.2	56,880円
第7段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.3	61,620円
第8段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.4	66,360円
第9段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.5	71,100円
第10段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.6	75,840円
第11段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×1.7	80,580円
第12段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×1.8	85,320円

基準額 = 基準月額 × 12 か月

所得段階別の第1号被保険者数

平成22年3月31日現在

所得段階		年	22
第1段階	被保険者数		5,396
	構成比		3.9%
第2段階	被保険者数		20,806
	構成比		15.2%
第3段階	被保険者数		14,501
	構成比		10.6%
特例第4段階	被保険者数		22,090
	構成比		16.1%
第4段階	被保険者数		13,783
	構成比		10.0%
第5段階	被保険者数		13,061
	構成比		9.5%
第6段階	被保険者数		15,435
	構成比		11.2%
第7段階	被保険者数		14,003
	構成比		10.2%
第8段階	被保険者数		6,016
	構成比		4.4%
第9段階	被保険者数		5,130
	構成比		3.7%
第10段階	被保険者数		2,132
	構成比		1.6%
第11段階	被保険者数		1,172
	構成比		0.8%
第12段階	被保険者数		3,787
	構成比		2.8%
合計	被保険者数		137,312
	構成比		100%

年度途中資格喪失者を含む。

<参考> 第3期(平成18~20年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.625	29,630円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	35,550円
第4段階	本人が特別区民税非課税で、世帯の中に特別区民税課税者がいる	基準額	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	59,250円
第6段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上800万円未満	基準額×1.5	71,100円
第7段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上	基準額×1.625	77,030円

< 参考 20 年度以前 >

各年 3 月 31 日現在

所得段階		年		
		19	20	21
第 1 段階	被保険者数	4,422	4,616	4,905
	構成比	3.5%	3.5%	3.6%
第 2 段階	被保険者数	18,878	19,393	20,259
	構成比	14.8%	14.8%	15.1%
第 3 段階	被保険者数	12,230	13,208	13,938
	構成比	9.6%	10.1%	10.4%
第 4 段階	被保険者数	34,245	34,695	35,281
	構成比	26.9%	26.5%	26.2%
第 5 段階	被保険者数	25,711	26,640	27,705
	構成比	20.2%	20.4%	20.6%
第 6 段階	被保険者数	26,473	26,866	27,275
	構成比	20.8%	20.6%	20.3%
第 7 段階	被保険者数	5,174	5,263	5,214
	構成比	4.1%	4.0%	3.9%
合 計	被保険者数	127,133	130,681	134,577
	構成比	100%	100%	100%

(2) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第 3 段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第 2 段階の保険料額に減額する。(平成 18 ~ 20 年度は第 2・3 段階を第 1 段階に減額)

年度	18	19	20	21
減額者数(人)	232	230	250	66
助成金額(円)	1,643,420	1,666,630	1,766,370	605,140

(3) 第 1 号被保険者の保険料収納状況

介護保険料の収納状況

現年分

(単位 : 円)

区分		年度			
		18	19	20	21
調定額(A)		6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940	6,282,301,800
収納額	金額(B)	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977	6,126,077,110
	収納率(B/A)	97.4%	97.4%	97.4%	97.5%
収入未済額	金額(C)	165,533,079	170,572,744	176,423,963	156,224,690
	収入未済率(C/A)	2.6%	2.6%	2.6%	2.48%

滞納繰越分

(単位：円)

区分		年度			
		18	19	20	21
調定額(A)		238,806,270	287,613,339	323,820,565	346,680,967
収納額	金額(B)	27,153,340	36,244,708	31,375,981	39,854,772
	収納率(B/A)	11.4%	12.6%	9.7%	11.5%
不納 欠損額	金額(C)	89,572,670	98,120,810	122,187,580	130,252,057
	不納欠損率(C/A)	37.5%	34.1%	37.7%	37.57%
収入 未済額	金額(D=A-B-C)	122,080,260	153,247,821	170,257,004	176,574,138
	収入未済率(D/A)	51.1%	53.3%	52.6%	50.93%

徴収方法別の収納状況(現年分)

徴収方法		年度			
		18	19	20	21
特別 徴 収	調定者数(人)	105,051	109,213	111,831	115,840
	調定額(円)	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590	5,292,326,560
	収納額(円)	4,934,801,510	5,413,190,940	5,581,619,590	5,292,326,560
	収納率	100%	100%	100%	100%
普 通 徴 収	調定者数(人)	26,889	26,658	27,766	26,345
	調定額(円)	1,316,091,970	1,098,615,130	1,096,975,350	989,975,240
	収納額(円)	1,150,558,891	928,042,386	920,551,387	833,750,550
	収納率	87.4%	84.5%	83.9%	84.2%
合 計	調定者数(人)	131,940	135,871	139,597	142,185
	調定額(円)	6,250,893,480	6,511,806,070	6,678,594,940	6,282,301,800
	収納額(円)	6,085,360,401	6,341,233,326	6,502,170,977	6,126,077,110
	収納率	97.4%	97.4%	97.4%	97.5%

口座振替の状況

各年3月31日現在(単位：人)

年	19	20	21	22
普通徴収被保険者数	25,948	25,690	26,802	25,442
口座振替加入者数	7,771	7,386	7,326	6,496
口座振替加入率	30.0%	28.8%	27.3%	25.5%

(4) 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区(保険者)は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することはなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の30%(平成18年~20年度は31%)に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。